

自己紹介③

朝日新聞 (98. 5. 12)

一論一壇 | 阪神大震災

特集 4年目の課題

(中)

大地震から三年余が経過した。被災地の復興まちづくりは、(A)震災直後の三月十七日に決定された都市計画により土地区画整理・再開発事業を施行する地域(建設省が定める制度要綱を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域)復興促進区域に指定されたものの実態は自力復興に存する白地地域——の三つに分類されて進んだ。

復興にあたっての合言葉は「協働のまちづくり」、「一歩一歩前進するまちづくり」、キーポイントは「地域議会」であった。

日本の都市計画法は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きや裁判で争える可能性は少ない。だが、今度の震災では行政自らが①施行区域と根幹的な都市施設の大枠を定め、細部の計画内容は住民との協議を通じて都市計画で定める「段階方式」をとる②そのため各地区で「まち協」結成を呼びかけるなど異例のものだった。震災前には「まち協」しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成否は「まち協」の活動いかんだいたどりでも過言ではない。

他方、新長田・六甲道等の再開発の議論で都市計画で定める「段階方式」をとる②そのため各地区で「まち協」結成を呼びかけるなど異例のものだった。震災前には「まち協」しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成否は「まち協」の活動いかんだいたどりでも過言ではない。



坂和 章平

都市法体系を国民のものに

魔取東、新長田、御菴、松本、六甲道の区画整理が比較的順調に推移したのは何よりも成果だ。日本のがまちづくりは、これまで大規模なまちづくり活動を「協議型まちづくり」の実践例として総括し、発展継承がむごとに大切だ。ただ区画整理は上モノの建物再建には関与しないため、今後の復興は個人の再建築努力にかかる。建物の共同化、協調建て替えなど工夫が求められる。

一方、新長田・六甲道等の再開発の実行は不安が一杯だ。再開発は、低層建物を高層ビルに建て替えて、それまでの権利者が持っていた以上の床面積を保有床を生み出す。これを売却して事業費に充て、道路・公園などの公共施設を整備するシステムをつくる。だが、今日、バブル期の発想は通用しない。新長田は、低層住宅の密集する約十数もの既市街地が商業・

業務・住宅四十棟の超高層ビル群で「まちづくり」が長期不況下、保留床の処分や賃貸住宅の入居見込みは薄い。このまま進めば、高い管理費に加え、同じフロアに喫茶店ばかりが並ぶなど商業計画の不在のなか、入居した商店主らが八四年、前代未聞の「商人デモ」で施行者の大阪市に抗議した大阪駅前再開発の苦惱と問題点が再現されるだろう。巨大な器づくだけの再開発は時代遅れで、復興に寄与しないことは明らかだ。ビル床の実際の需要予測に基づく縮小、ソフト面を充実させた事業計画への修正が必要だ。専門家の現実的な具体案の提示が待たれる。

重点復興地域での行政支援による住宅供給は量的には驚異的な進展をみた。しかし、①仮設からの円滑な移行②公営住宅と民間住宅の適切な役割分担③「ミヨニティー」の激変した住環境への対応など細かな施策の充実が課題だ。

自力復興を託された、言い換れば放棄された白地地区は実に被災地の八割を占める。その復興は並大抵ではない。神戸市の兵庫区淡川地区や灘区神前地区など、「まち協」を軸に自主的契機だ。ひいては「まちづくり」を軸に自立的

自己紹介④

朝日新聞・夕刊 (01. 10. 12)

朝日21関西スクエアコレクション

17歳

坂和 章平 (52)



アジ演説・ビラ作り 役立った



19歳の秋ハイキングで

さかわ・しおりへい 74年大阪弁護士会登録。都市問題で活躍。著書に「実況中継まちづくりの政治政策」など。

松山にある中高一貫教育の男だけの受験校から1967年、18歳のとき、阪大法学部に入学した。これで親の監督から逃れて一人暮らし、下宿生活に夢んだ。入ったサークルは裁判問題研究会。名前は学部的だが、実際は学生運動の裏番。その影響を受け、以降、私の生活は「活動家」として、カリ版のビラ作りとアシ演説に明け暮れた。

大学の単位なんぞもろいもの。リポートはビラ作りより簡単。試験も友人から借りたノートで一発OK。でも3回生末になると悩んだ。俺にはサラリーマンはとてもム

大学の単位なんぞもろいもの。リポートはビラ作りより簡単。試験も友人から借りたノートで一発OK。でも3回生末になると悩んだ。俺にはサラリーマンはとてもム

べ一部だ。自力復興、住民主導のまちづくりは、常に進行は難しい。書かれ易く行は難しい。専門家の支援のほか、住民の自主的な学習と復興意欲の持続が欠かせない。建築家や弁護士ら各種各層の専門家が結集した「阪神淡路まちづくり支援機構」の発足は、まち協活動から派生した貴重な成果だが、白地地区での要望のくみ上げ、適切な専門家の配置は容易ではなく、試行錯誤は避けられない。まちづくりを目標とした専門家集団の維持自体、大変な課題だ。

最後に戦後五十年、過度に肥大・複雑・技術化した都計画法を核とする都市法体系を簡素化する作業は、復興まちづくりが注目される今こそが絶好の機会だ。(大阪弁護士会弁護士)

自己紹介⑤

朝日新聞 (04. 9. 22)

私の視点  関西スクエア

た。「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした」との国土交通省の宣言にはびっくり。国立マンション訴訟などの景観訴訟と全国の約500の自治体の景観（まちづくり）条例が、後押ししたのは間違いない。

さか わ しょうへい
坂和 章平 弁護士

住民・自治体で使いこなそう

景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化で
きること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規
制などだったが、今後は景
観計画区域、景観地区内で
デザイン、色彩など形態意
味が創設された。条文のうち「景観地区等」の規定が1年以内の施行とされたのは、実施が難しいと判断されたためだ。

第2の目玉は、多くの領
域で条例に権限を委任した

自治体は綱引きの最中だが、景観に関する権限移譲は景観法によって実現した。問題は市町村がこの条例制定権をいかに使いこなすかだ。くれぐれも宝の持ち腐れにしてはいけない。

どう使いこなすか、住民、市町村は早急に法の理解を深め、6カ月以内の施行に併せて地域の実情に応じた条例を制定すべきだ。

景観法は①自治体が、施策を実施する景観行政団体として、景観計画・景観計画区域を定める、②市町村は都市計画として景観地区を定める、とし、また③景観重要建造物の指定④景観協定、景観整備機構などの制度を創設した。

匠が規制できる。都市再生に名を借りた高層マンションの乱立に歯止めをかける有効な武器になることは確実。また、屋根の形をそろえたり、黒壁に統一したりする」とも可能だ。

こと。従来の景観条例の多くは法的強制力に乏しい自ら条例だつたが、景観法が定める23（試算による）の条項を根拠に新たな委任条例が制定できる。

商業地域以外のパチンコ店建設を禁じた市独自の条例に基づいて、兵庫県宝塚市が業者に建設の中止を求める訴訟を起こして敗訴したことがあつたが、これも過去の話となるはずだ。

財源移譲をめぐつて国と

自己紹介⑥

朝日新聞（04.10.28）

松山出身のまちづくり弁護士

坂和 章平さん (55)



愛媛大学で2年に1回、集中講義で「都市法政策」を教えていた。12月ごろに4日間、朝9時から午後4時まで、得意の映画評論を交えながら、都市計画法や自治体のまちづくり条例、景観条例などを解説する。

青年の夢 育つまちを」



できるようになったからだ。だから、松山市の進める「坂の上の雲のまちづくり」にも朝寺を寄せて、「あ。

青年の夢が育つ、まちづくりに取り組んでほしい」

【小旅行だつた】

【小旅行だつた】

青年の夢が育つ、まちづくり
に取り組んでほしい」
同市の繁華街に近い湊町2
丁目で育つ。近くの映画館

【小旅行だつた】

さかわ・じょうへい 愛媛大での集中講義は「実況中継 まちづくりの法と政策」（日本評論社）に収録。映画は月10本

のベースで鑑賞し、新聞や雑誌に評論を載せる。「映画を見れば感性を磨きながら法律を勉強する」ことができます

自己紹介⑦

日本経済新聞・夕刊 (06.11.20)

インタビュー Interview

法曹の目で映画評論

阿倍野再開発訴訟や阪神大震災の復興などに取り組んできたのは弁護士の坂和章平氏が、映画評論の本を立て続けに出版している。「映画検定四級に合格したばかりの素人と楽うが、法律家は米国の訴訟や法廷、陪審制と日本との違いも明快に示してくれる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

弁護士 坂和 章平氏

裁判・法律…身近で学んで



す

——日本の場合とは前提も隨分違いますね。
「特別の法律知識なくして映画は楽しゆる。ただ、いたために知つておいてほしい知識も多くあります。日本では『基本的人権を擁護して社会正義を実現する』と弁護士法一条でうたわれているが、競争社会、契約社会、訴訟社会の米国の弁護士は全く異質。陪審制や米国流の証拠法、証人尋問の意義なども興味を持てば

ウを積み上げらつこしなのか。司法は國民の手にこなされ、陪審員の判断がすべてで制度を考るから、間違えてしまうのです。

——裁判制度への関心もあまり高くないです。米国の裁判は最終的に神が裁くという共通意識があるといふことです。だから誤審があつても当たる前最終的には神が審判するといふ認識です。日本は違う。触らぬ神にたたなし。一貫制については國民一人ひとりがもっと勉強しないといけない。機能しないでどうじつ、今はもう少し小で死刑判決なんかにかかるのは無理だと思います。

——参考になる映画がありますか。

——「やはりアリシャム原作の『ニユオーリンズ・トライアル』が面白いですよ。

米国では訴訟は十二人の一

久保西

画の具体的な場面を持ち出

理解も深まります」

——國の司法制度改革も

書が見えてきました。無

作為に選ばれた市民が裁判官ひどいに殺人事件などを

審理する裁判制度の導入

をはじめています。

「民主主義が進むといっ

た。予定と予定のすき間に

弁護士が裁判官の運営

をもつてています。

「民主主義が進むといっ

た。予定と予定のすき間に

弁護士が裁判官の運営

をはじめています。

「最初に取り上げたのは

『1001年最初に本

を出したから、四年間で六

でした」

日本以上の映画を見まし

た。予定と予定のすき間に

弁護士が裁判官の運営

をはじめています。

複雑な法を体系化

英國の詩人トマス・ヘンリ

ーは「神は田園をつく

だ」と詠んだが、戦後日本の街

づくりを規定する都市開拓法は約二

百、肥大化し複雑にして、役所の

担当者以外は理解できない。坂和

氏は専門の都市問題の実践の中

で時に住民訴訟で自治体に訴え

かけ、時にコーディネーター役で

住民への理解を促し、都市法自体

のわかりやすい体系化も試みる。

映画評論に力を入れるのは法を

身近な存在に取り戻すことだが、街

づくりであれ司法改革であれ不可

欠だと言じるからだ。

大阪経済部 藤田玄二

般から選ばれた陪審員の判

断に委ねられます。日本で

は三人の裁判官と六人の裁

判官の合議で結論を出すこ

とになりますが、米国では

陪審員の判断がすべてで

陪審員の陪審員に対する尾

行、恣聴、脅迫などは認められ

てあります。なぜ、冤罪や冤せ

い刑などの小事件でノウハ

ウを構み上げらつこしな

いのか。司法は國民の手にこ

なされ、陪審員の判断がすべてで

陪審員の陪審員に対する尾

行、恣聴、脅迫などは認められ

てあります。なぜ、冤罪や冤せ

自己紹介⑨

事務所だより第34号巻頭言

新年明けましておめでとうございます！

1) 2020年11/3の大統領選挙まで1年を切ったアメリカでは、再選を目指すトランプ大統領と、政権交代を目指す民主党との厳しく長い戦いが始まっている。とは言っても、民主党は指名候補争いの段階で、17名の男女が中道VSリベラル、ベテランVS若手に分かれて論争を続けている。対する共和党はトランプ支持が根強いラストベルト地帯を中心に支持層の確保に躍起だ。胃がんの手術直後だったため、私は2017年11月のヒラリーVSトランプの息詰まる開票風景を連日TVで観ていたが、「米国第1」を掲げたトランプの当選にビックリ！あの時から私は、トランプの当選を予想していたフリージャーナリスト・木村太郎氏への信頼が一気に高まった。

公約にしていた移民制限政策の展開、中国製品への関税強化による米中貿易戦争の開始、イスラエル・シリア・イラン・トルコ等に絡む中東政策等はもとより、地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」からの正式離脱もトランプ流だが、その根強い支持とは裏腹に反発も強い。中国の習近平国家主席は2018年3月の全人代で憲法を改正して任期制を撤廃したから、トランプがそれに対抗するには少なくともあと4年間は頑張る必要がある。米国の真の経済状況はわからないが、株価が上昇していることは確か。さあ、そんなトランプの再選は？

2) 昨年10/1に建国70周年を迎えた中国は、大規模な軍事パレードで世界の度肝を抜いた。米全土を射程に収める大陸間弾道ミサイル（ICBM）「東風41」や極超音速飛翔体兵器の「DF17」の真の威力は？他方、習近平が進める個人崇拜と報道やネットへの締め付けの強化は急速で、ペンス米副大統領は「比類なき監視国家」とまで決めつけた。

2017年10月の第19回党大会で2049年の建国100周年までを見据え、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を党規約に明記させた習氏が、米中貿易戦争に長期戦で臨むのは毛沢東の戦略と同じ。そのためには習思想の学習と党規律の確立が不可欠だが、記者たちに「習氏忠誠心」テストを義務づけるのは如何なもの？春には国賓としての来日が予定され、日中関係が改善するのはうれしいが、ひょっとしてこれも日韓関係が最悪になっている中での長期的な国家戦略？日中の政治・外交・軍事を巡る多くの問題は未解決のままだから、安倍首相はあくまで是々非々の

立場で日中首脳外交に臨むべきだ。ちなみに、『007』シリーズや『ボーン』シリーズなら大学教授に扮した諜報員の大活躍もあり得るが、北京で拘束されている北大教授の年末年始はどうなるの？

3)『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(16年)で描かれた2014年の雨傘運動は79日間で終息したが、昨年の香港では中国本土への犯罪人の引渡しを可能とする逃亡犯条例改正案を巡る大規模デモが続いた。市民の要求が「普通選挙の実現」を含む「五大要求」に拡大する中、林鄭月娥行政長官は改正案を正式撤回したが、収束の気配はない。また4中全会を10/31に終えた中国は香港長官の任免性見直しや法執行の強化等の統治関与を強める方向性を示している。民主派の立候補が制限された中で実施される11/24の区議会選挙を含む今後の香港情勢は？

4) 台湾では、無所属での立候補が有力視されていた鴻海精密工業の創業者、郭台銘氏と柯文哲台北市長の2人が出馬を見送ったため、1月の総統選挙は、再選を目指す民主進歩党の蔡英文總統と野党・中国国民党の韓國瑜・高雄市長の一騎打ちに。急落していた蔡氏の支持率が香港の大騒動によってV字回復したのは中国にとって大皮肉だ。事実上失われようとしている香港での「一国二制度」が台湾ではなお継続できるか否かが最大の焦点。台湾の自由と民主主義は何とかキープしたいものだが・・・。

5) 2019年6/4が天安門事件30周年なら、11/9はベルリンの壁崩壊30周年。米ソ首脳が1989年12月に東西冷戦の終結を宣言した後は、東西ドイツの統合、チェコ・ポーランド・ハンガリー・ルーマニア等の東欧諸国の民主化が次々と進んだ。しかし、現在EUの価値は大きく低下し、各国で内向き志向とポピュリズム（大衆迎合主義）が抬頭している。ドイツはもはや「歐州の盟主」たる地位を失ったし、イギリスのEU離脱も時間の問題だ。

6) 2016年6月の国民投票でEUからの離脱を決めたにもかかわらず、その後も離脱派と残留派に二分して揺れ続けているイギリスでは、2019年10月末での「合意なき離脱」も辞さないと主張してメイ首相の後を継いだジョンソン首相が、11/6下院を解散し、12/12投開票の総選挙に踏み切った。与党、保守党が定数650の単独過半数を確保できるか否かが焦点だが、私には議会制民主主義の先進国だと思っていたイギリスのこの迷走は

理解しがたい。2015年5月に実施した大阪都構想の是非を問う住民投票の結果を考えても、国民の真意を問う総選挙や住民投票は水もので、ふたを開けてみるとわからない。近時、真剣に議論されている「独裁制と民主制の優劣」という視点からも、その是非を考えかつ結果を見守りたい。

7) 一強多弱体制が続く中で、安倍晋三首相は9/11に第4次安倍内閣（第2次改造）を発足させたが、菅原経産大臣と河井法務大臣の辞任問題と、萩生田文科大臣の「身の丈」発言、河野防衛大臣の「雨男」発言問題に揺れている。“辞任ドミノ”が繋けばヤバい。それは総理のトラウマだから、天皇陛下の即位を祝うパレード「祝賀御列の儀」を快晴の11/10に終えた今、そして衆院議員の任期残が2年を切った今、念願の憲法改正に道筋を立てるためにも「追い込まれ解散」ではなく、新しい時代の方向性を示す衆議院の解散・総選挙を水面下で模索中？さらに、東京都知事の投開票が20年7/5予定と報じられる中、ひょっとして同日選挙も？年末年始はそんなシナリオもじっくり考えたい。

8) 昨年のプロ野球は予想通り（？）セ・リーグでは巨人の優勝、日本シリーズでも予想通りソフトバンクの勝利だった。想定外の阪神のCS戦出場は「あわや！」の期待を持たせたが、所詮巨人との実力差は仕方なし！？今年も矢野阪神の優勝は夢のまた夢？他方、ゴルフ界の話題は、8月の全英女子オープンでの渋野日向子の優勝と10月のZOZOチャンピオンシップでのタイガー・ウッズの優勝。渋野がメジャー初優勝なら、ウッズはサム・スニードの歴代最多82勝に並ぶ43歳での快挙だ。囲碁会の話題は、10歳で史上最年少プロとなった仲邑堇（すみれ）の活躍と19歳で張栩名人から名人位を奪取した芝野虎丸の活躍。囲碁は将棋以上にAIの活用が進んでいるから若い人の方が有利。将棋界では99期のタイトルを誇る羽生善治が無冠になつたし、囲碁界でも2度の7冠王だった井山裕太が苦戦中だ。そんな現状をみると勝負の世界の厳しさがよくわかる。囲碁も将棋も十代の活躍はうれしいが、老はともかく壯と青の世代には、再び輝いてもらいたい。

2020（令和2）年元旦（2019年11月15日記）

坂和総合法律事務所
所長 弁護士 坂和 章平

自己紹介⑩

第2 出版関係—新日本法規の加除式本と法律書

1 『わかりやすい都市計画法の手引』

今回は都市計画法自体の改正がなかったため、近時の都市づくりのキーワードである「コンパクトシティ」や「都市のスponジ化対策」について、序章に「第4節 コンパクトシティ政策の展開」、「第5節 都市のスponジ化対策の展開」「第6節 スマートシティ実現に向けての取組み」を新たに執筆。また、各条文解説部分には参考判例を追加した。これらは、追録42・43号として、1月に発行される予定だ。

2 『問答式 土地区画整理の法律実務』

今年は編集代表の大場民男先生が体調を崩され急逝されたために恒例の7月の編集会議は中止となってしまったが、11月には追録47・48号を発行することができた。その中で私は、「土地区画整理事業における所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の活用」「スマートシティとは」等の新設問6問、その他補正23問を執筆した。

3 『Q & A 災害をめぐる法律と税務』

新設問13問、補正22問を執筆し、12月から1月にかけて追録52～55号が発行された。昨年は激甚災害法の「激甚災害」、大規模災害復興法の「非常災害」、特定非常災害特別措置法の「特定非常災害」に指定された台風19号など大規模な自然災害が発生したため、今後も執筆ネタはたくさんある。引き続き、同書の執筆を強化していきたい。

4 民事法研究会の『都市計画法の読み解き方』（仮称）

ずっと執筆が遅れている同書は、他の法律書の執筆が多いこともあって難航しているが、諦めたわけではない。既に8割は完成しているのでどこかで必ず再着手し、完成させたい。

第3 出版関係—シネマ本

1 『坂和的中国電影大觀4』（『シネマ44』）を出版
『シネマ5』『シネマ17』『シネマ34』は『坂和的中国電影大觀』の1、2、3として出版した。近時、私の日中友好関係の業務と人脈はどんどん拡大しているため、中国映画を語る講演も増えてきた。そんな中、『シネマ34』以降にみた中国映画58本をまとめた『シネマ44』を10月に出版した。

2 『シネマ45』を出版

年に2回の出版が恒例になっている『シネマ45』は12月に出版。そこには、『記者たち 衝撃と畏怖の真実』『バイス』や『空母いぶき』『アルキメデスの大戦』をはじめとする「2019年下半期50作」が収められている。

自己紹介⑪

『日本不動産学会誌』2017年9月 vol. 31 No. 2 (通巻 121号)



書評

坂和章平 著

『まちづくりの法律がわかる本』

大庭 哲治*

近年のまちづくりに求められるものが多様化する中で、社会環境の変化を追うように、まちづくりに関する法体系も新設や改正を通じて複雑化している。特に、近年においては、少子高齢化による人口減少や今後予想される巨大災害への対応から、関連する法律が次々に制定しており、実際のまちづくりに携わる関係者にとっては、このような複雑かつ膨大な法体系を理解することは至難の業といつても過言ではない。

そのような中、本書は、まちづくりの法体系に横串を通し、まちづくりの基本となる都市計画法の専門的・技術的な事項の円滑な理解を目的に、時代的・政治的背景を踏まえながら都市計画法の要点を抽出することで、わかりやすさをとにかく追求した、6章構成・190ページのコンパクトな解説書である。

まず、第1章「まちづくり法とは何か」では、まちづくり・まちづくり法という漠然としたわかりにくさを解消するため、11種類の都市計画を定める都市計画法を中心とし、そして、国土総合開発法などを上位法として位置付け、まちづくり法体系の全体像を明らかにしている。そして、この法体系の特徴とともに、これまでの都市計画法の重要な改正についてもポイントを押さえて解説している。

その上で、第2章及び第3章では、都市計画法の重要なポイントを解説する。第2章「都市計画法のポイント・その1」では、線引きや地域地区をはじめとする11種類の都市計画とその内容を解説している。また、第3章「都市計画法のポイント・その2」では、開発許可の技術基準と立地基準、さらには都市計画事業に関する基本的枠組みを解説している。

次いで、第4章「都市計画法と他のまちづくり法との関係」では、都市計画法と周辺のまちづくり

り法との関係を基本的に理解するため、都市計画法が定める地域地区と建築基準法が定める集団規制との関係を端緒として、さらには土地区画整理法が定める土地区画整理事業や都市再開発法が定める市街地再開発事業を解説し、そして、建築基準法が定める総合設計制度等の代表的な手法を解説している。

さらに、第5章「成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント」では、まちづくり法を理解する本書独自の視点として、わが国のまちづくり法のこれまでの変遷を、わかりやすさの観点から西暦・元号の表示に気を配りつつ、戦後からの歴代内閣ごとに区分して解説している。

そして、最後の第6章「人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開」では、国土総合開発法から国土形成計画法への転換をはじめ、都市再生や災害復興、国土強靭化に関するまちづくり法の到達点と課題を解説している。

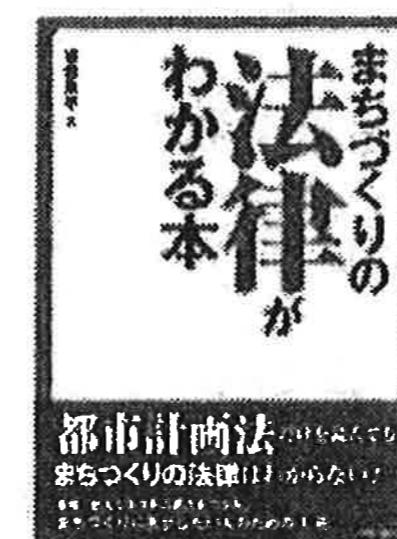
本書は、まちづくり法のエッセンスを理解する手助けとなるような工夫も随所に施されている。その1つは、1トピックを基本的に見開き2ページ読み切り（1ページが解説、もう1ページがポイントに絞って抜き出した条文の一部や模式化・体系化した図表）にすることで、簡明に解説していることである。また、弁護士として長年まちづくりに携わってこられた著者自身の実体験や問題意識とその時代的背景などを、1ページのコラムとして、読者の興味を引くように章の終わりに設けている。

短時間で一読した本書に対して、私が率直に感じたことは、まさに、「おわりに」に記す筆者の狙い通りということである。変化を続けるまちづくり法が、都市のかたちを規定する重要な役割を担っており、まちづくりの実践には十分な理解が必要という認識は常々持っていたながら、なかなか法律の条文をじっくり読み込むまでの行動には至っていない読者も多いのではないだろうか（私もそのうちの一人）。本書は、入門者であれ専門家であれ、まちづくりに携わる関係者には、いまのまちづくり法を理解する上で、ぜひとも一読をお勧めしたい1冊であるとともに、手元に置いておきたい1冊である。

学芸出版社 TEL : 075-343-0811
2017年6月1日発行 ISBN978-4761526436

自己紹介⑫

『区画・再開発通信』 No. 571・2017年7月



に、都市計画にかかるさまざまな法律の解説を試みている。

また五章以下で、時代の変せんの中でどういう都市法が生まれてきたかも示されている。「昨今の都市計画現象」——都市再生特別措置法施行前後から都市法は、再び国家高権と企業主権改革に流れてきておりこれをどう歴史的に都市計画史の流れとしてみるのだろうか。そもそも六八年都市計画法は、一九一九年都市計画法の延長だつたか、改革だつたか、地区計画制度はどう位置づければよいか、似て非なるものとしての再開発地区計画、再開発等促進区をどう評価すべきか、ひところ一大ブームとなつていた都市計画マスター・プランとは何だつたかなど、五章をみるといろいろな思いがめぐってきて興味がつきない。

本
卷

坂和章平著
『まちづくりの法律
がわかる本』

また五章以下で、時代の変せんの中でどういう都市法が生まれてきたかも示されている。「昨今の都市計画現象——都市再生と持続的開発法」

自己紹介⑬

坂和年表 2019 —70歳の年表から何を?—

| | 坂 和 | 日本の主な出来事 | 世界の主な出来事 | 都市問題、法律関係 | 映 画 |
|-------------------------|--|--|--|---|--|
| 1945(S20)年 | | ・1945(S20)年8月15日 終戦 | | ・1946(S21)年10月29日 日本国憲法制定 ・1947(S22)年5月3日 日本国憲法施行 | ・『風と共に去りぬ』(39年) ・『東京裁判』(83年) |
| 1949(S24)年 【誕生】 | ・1949(S24)年1月26日 愛媛県松山市で誕生 | | ・1948年8月15日 大韓民国建国 ・1949(S24)年10月1日 中華人民共和国建国 ・1950年~1953年 朝鮮戦争 | | ・『七人の侍』(54年) ・『ゴジラ』(54年) ・『十二人の怒れる男』(57年) |
| 1959年(S34年) 【10歳】 | ・1956年4月 小学校入学 ・1961年4月 愛光学園中学入学 ・1964(S39)年4月 愛光学園高校入学 ・映画、囲碁、将棋 | ・1954年12月~1973年11月 高度経済成長(第1次鳩山一郎内閣~第2次田中角栄内閣までの19年間) ・1958(S33)年12月 東京タワー竣工 ・1959年9月 伊勢湾台風 ・1960(S35)年 安保闘争、日米安保条約 ・1964(S39)年10月 東京オリンピック ・1968年12月 三億円事件 | ・1953年7月~1959年1月 キューバ革命 ・1963年11月22日 ケネディ大統領暗殺 ・1966年~1977年 文化大革命 | ・1962(S37)年10月 全国総合開発計画(一全総)(池田内閣) | ・『Always 三丁目の夕日』シリーズ…昭和の良き時代 ・『ベン・ハー』(59年) ・『キューポラのある街』(62年) ・『クレオパトラ』(63年) ・高倉健主演『唐獅子牡丹』(66年) |
| 1969年(S44年) 【20歳】 | ・1968年4月~1972年8月連載 司馬遼太郎『坂の上の雲』 ・1967(S42)年4月 大阪大学法学部入学 ・1971(S46)年3月 大阪大学法学部卒業 ・1972年 司法試験合格 ・1972年~74年 司法修習生(26期) ・1974(S49)年1月 弁護士登録(25歳) | ・1969(S44)年1月 東大安田講堂事件 ・1969年3月 よど号ハイジャック事件 ・1970(S45)年 大阪万博 ・1972年2月 あさま山荘事件 ・1972年5月 沖縄返還 ・1972年 田中角栄「日本列島改造論」 ・1973年 第1次石油ショック | ・1969年7月20日 アポロ11号月面着陸 ・1974年 ウォーターゲート事件 | ・1969(S44)年5月 新全国総合開発計画(二全総)(佐藤内閣) ・近代都市三法の制定 (1968(S43)年 都市計画法全面改正、1970(S45)年 建築基準法大改正、1969(S44)年 都市再開発法制定) ・1974(S49)年 土地利用計画法の制定 ・1977(S52)年11月 第三次全国総合開発計画(三全総)(福田内閣) | ・『男はつらいよ』(69年)…寅さん第1作目 ・1970年代 日活ロマンポルノ ・『砂の器』(74年) |
| 1979年(S55年) 【30歳】 | ・1979(S54)年7月 坂和章平法律事務所開設・独立(法曹ビル202)(30歳) ・1984(S59)年7月 事務所移転(第5大阪弁護士ビル4階)(35歳) ・1985年3月 事務所拡張(第5大阪弁護士ビル4・5階) | ・1976年2月 ロッキード事件 ・1979年 第2次石油ショック ・1983年 中曾根アーバンリネッサンス。規制緩和と民活路線 ・1986年 大規模再開発のさきがけ「アークヒルズ」完成 ・1987年 国鉄民営化でJR誕生 | ・1985年9月22日 プラザ合意(円高ドル安を誘導、円高不況) ・1986年4月26日 チェルノブイリ原発事故 | ・1987(S62)年6月 第四次全国総合開発計画(四全総)(中曾根内閣) ・1988(S63)年 総合土地対策要綱閣議決定 | ・陳凱歌監督『黄色い大地』(中国・85年)…ロカルノ・銀賞 ・張艺謀監督『紅いコーリヤン』(中国・88年)…ベルリン・グランプリ |
| 1989年(H元年) 【40歳】 | ・1988年12月 事務所移転(アクセスビル6階)(40歳) ・バブル時代はゴルフ、北新地、カラオケ | ・1989(H1)年 土地バブルに伴う戦後最大の地価高騰 ・1989年末 バブル崩壊 ・1989年4月 消費税法施行(3%) ・1995(H7)年1月17日 阪神・淡路大震災 ・1995年3月20日 地下鉄サリン事件 | ・1989年6月4日 天安門事件 ・1989年11月9日 ベルリンの壁崩壊 ・1990年10月3日 東西ドイツ統一 ・1991年12月 ソビエト連邦崩壊 ・1992年~1995年 ボスニア紛争 | ・1989(H1)年 土地基本法制定 ・1992(H4)年 都市計画法大改正(①住居系3→7に用途地域を細分化。特別用途地域の追加8→10、②市町村マスター・プランの創設、③地区計画に誘導容積率と容積率正配分型追加) ・1995(H7)年 被災市街地復興特措法制定 ・1995(H7)年 被災マンション法制定 ・1997(H9)年 密集市街地整備法制定 ・1998(H10)年3月 21世紀の国土のグランドデザイン(五全総)(橋本内閣) | ・侯孝賢監督『非情城市』(台湾・89年)…ベネチア・金獅子賞 ・『タイタニック』(97年)…興行収入1,800億円 |
| 1999年(H11年) 【50歳】 | ・2000年8月 初の中国旅行(大連・旅順・瀋陽) ・2001年3月 事務所を自社ビルに移転(西天満コートビル3階)(51歳) →ホームページ開設。趣味のページで映画評論 ・2002年6月 シネマルームI出版。以降、2019年12月までに45巻 ・2007年10月 北京電影学院で特別講義 ・2008年3月 中国人の友人の紹介で、在日中国人作家・毛丹青と会う | ・2001(H13)年4月 小泉内閣発足 ・2003年1月 小泉内閣による「観光立国宣言」。来日観光客3,000万人 | ・2001年9月11日 世界同時多発テロ ・2008年9月15日 リーマンショック | ・2000(H12)年 都市計画法大改正(都市化社会から都市型社会へ。32年ぶりの根本的改正) ・2002(H14)年 都市再生特別措置法制定。都市再生緊急整備地域を指定。民間都市再生事業計画を認定 ・2002(H14)年 マンション建替え円滑化法制定 ・2002(H14)年 構造改革特区法制定 ・2004(R16)年 景観法制定 ・2005(H17)年 土地形成計画法の制定(国土総合開発法からの大転換) ・2008(H20)年 歴史まちづくり法制定 | ・『金融腐蝕列島 呪縛』(99年) ・『山の郵便配達』(中国・99年) |
| 2009年(H21年) 【60歳・還暦】 | ・2010年1月 白内障手術 ・2011年7月 ノーベル文学賞作家・莫言(中国)と対談 | ・2009年9月 自民党から民主党への政権交代(鳩山由紀夫・菅直人・野田佳彦) ・2009年 裁判員制度開始 | ・2014年9月 2014年香港反政府デモ(雨傘運動) ・2016年 アメリカ大統領選(ヒラリーVSトランプ)→トランプ大統領就任 | ・2011(H23)年 総合特区法制定 ・2011(H23)年 津波防災地域づくり法制定 ・2012(H24)年 災害対策基本法の第1弾改正 | ・『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(香港・16年) |

| | | | | | |
|--------------------------|--|---|--|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月 北京電影學院“実験電影”学院賞の授賞式 ・2016年9月 直腸ガン手術(67歳) ・2017年11月 胃ガン手術(68歳) | <ul style="list-style-type: none"> ・2011(H23)年3月11日 東日本大震災 ・2012年12月 民主党から自民党への再度の政権交代(野田第3次改造内閣→第2次安倍内閣へ) ・2014年~2016年 広島市土砂災害、御嶽山噴火、熊本地震、鳥取県中部地震 ・2015年5月 大阪都構想・住民投票→否決 ・2017年7月 都民ファースト・小池百合子都知事誕生 ・2017年10月 衆議院解散総選挙→自民党圧勝 ・2018年9月 第4次安倍第2次改造内閣 ・2018年 大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震 | <ul style="list-style-type: none"> ・2017年10月 中国・第19回党大会。「習近平による新時代の中国の特色ある社会主义思想」を党規約に明記 ・2018年3月 中国・14年ぶりの憲法改正で国家主席の任期撤廃(習近平の長期政権へ) | <ul style="list-style-type: none"> ・2013(H25)年 災害対策基本法の第2弾改正 ・2013(H25)年 復興法体系の成立と国土強靭化関連三法の制定、国家戦略特区法制定 ・2014(H26)年 空き家対策特措法制定 ・2014(H26)年 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画、都市機能誘導区域、居住誘導区域) ・2015(H27)年9月 安全保障関連法成立 ・2017(H29)年 民泊新法(住宅宿泊事業法)制定 ・2018(H30)年 所有者不明土地対策特措法制定 ・2018(H30)年 都市計画法の改正で用途地域に「田園住居地域」が追加 | <ul style="list-style-type: none"> ・『戦狼2』(中国・17年)が興業収入1,000億円 ・是枝裕和監督『万引き家族』(18年)…カンヌ・パルムドール賞 |
| 2019年(R元年) 【70歳・古希】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・2019(R1)年10月 台風19号 ・2019(R1)年10月22日 新天皇即位 ・2020年7、8月 東京オリンピック(55年ぶり) ・2020年7月 東京都知事選挙(?) | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年5月~ 香港・逃亡犯条例改正案→大規模デモ ・2020年1月 台湾総統選挙 ・2020年1月 イギリスのEU離脱(?) ・2020年11月3日 アメリカ大統領選挙。トランプの再選は? | | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年正月『男はつらいよ 50 お帰り 寅さん』 |
| 2029年(R10年) 【80歳・傘寿】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・2025年 大阪万博開催 ・2025年 IR大阪夢洲で開業(?) ・2025年 大阪都と特別区の実現(?) | | | |
| 2039年(R20年) 【90歳・卒寿】 | | | | | |
| 2049年(R30年) 【100歳・紀寿】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・2049年 中華人民共和国100周年(中国がアメリカを凌駕?) | | | |

『男はつらいよ 50 お帰り 寅さん』(2020年正月公開)

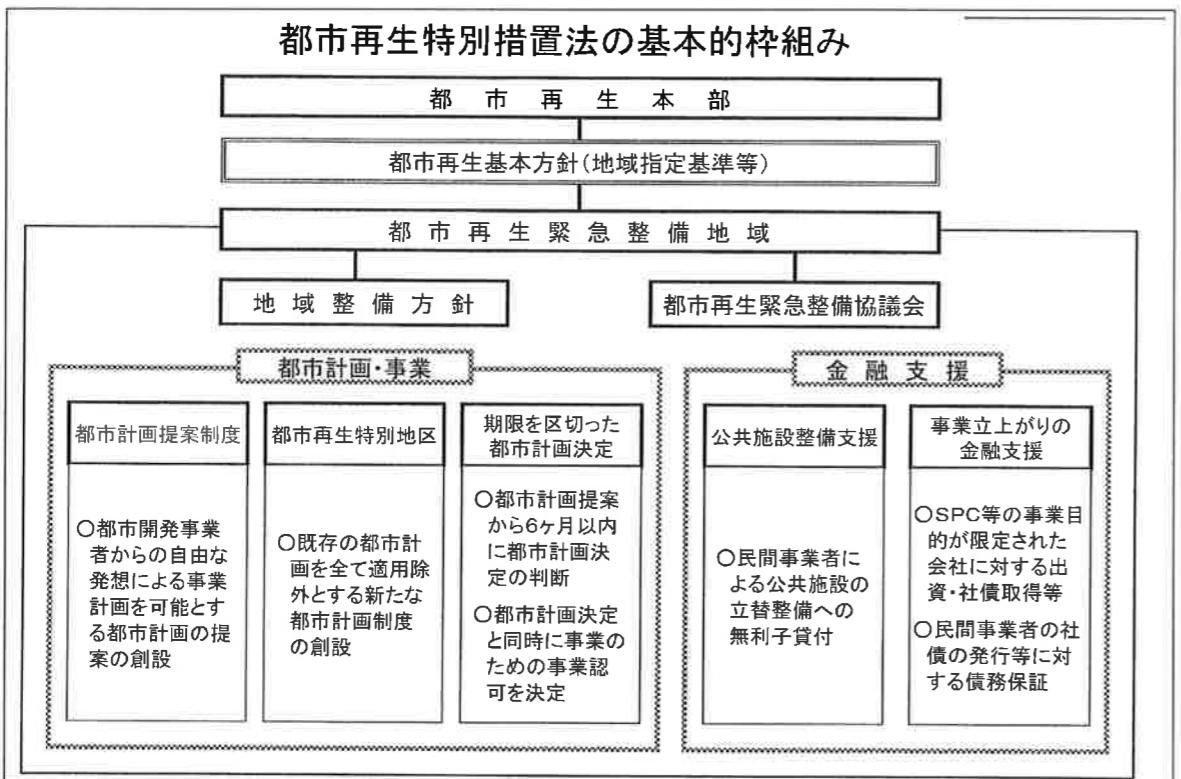
山田洋次 監督作品

(1969年から2019年の50年間) 1997年 渥美清死去

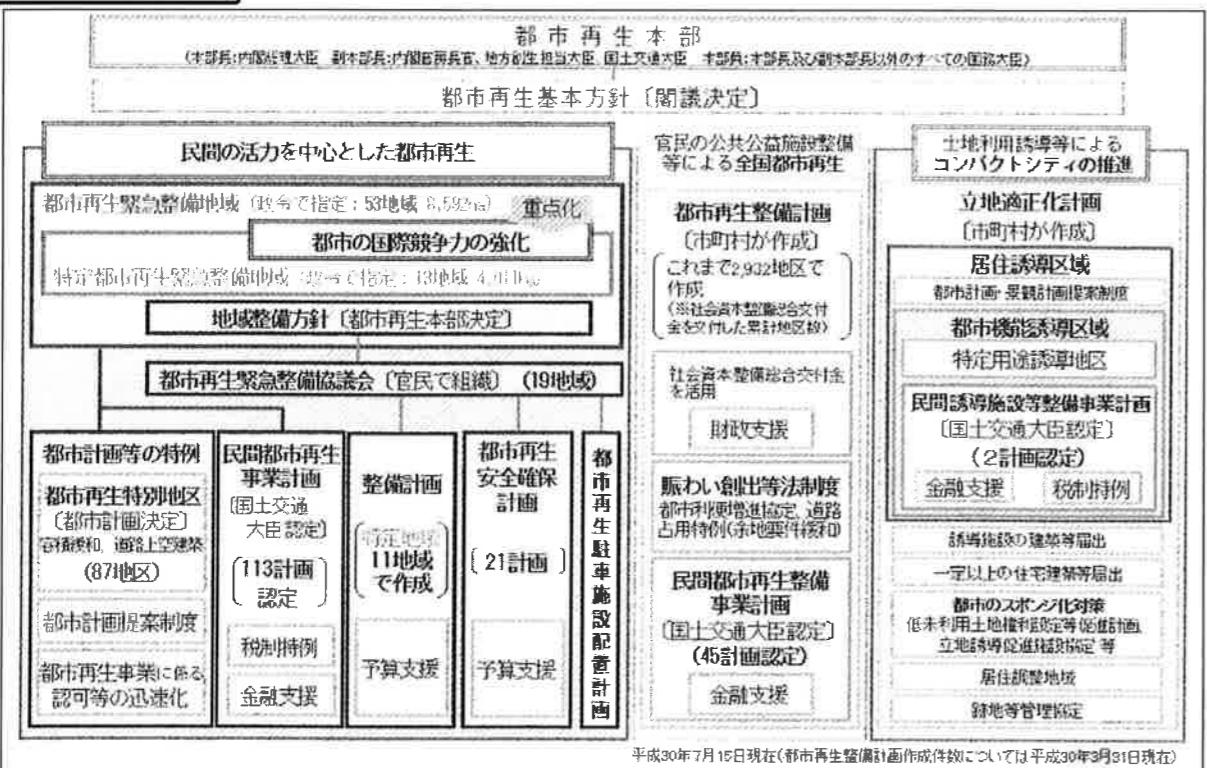
| | | | | | | | |
|------|--------------|------|--------------------|------|------------------|------|------------------------|
| 1961 | 二階の他人 | 1972 | 故郷 | 1981 | 男はつらいよ 寅次郎紙風船 | 1993 | 男はつらいよ 寅次郎の縁談 |
| 1963 | 下町の太陽 | 1972 | 男はつらいよ 寅次郎夢枕 | 1982 | 男はつらいよ 寅次郎あじさいの恋 | 1994 | 男はつらいよ 拝啓車寅次郎様 |
| 1964 | 馬鹿まるだし | 1973 | 男はつらいよ 寅次郎忘れな草 | 1982 | 男はつらいよ 花も嵐も寅次郎 | 1995 | 男はつらいよ 寅次郎紅の花 |
| 1964 | いいかけん馬鹿 | 1973 | 男はつらいよ 私の寅さん | 1983 | 男はつらいよ 旅と女と寅次郎 | 1996 | 学校II |
| 1964 | 馬鹿が戦車でやって来る | 1974 | 男はつらいよ 寅次郎恋やつれ | 1983 | 男はつらいよ 口笛を吹く寅次郎 | 1996 | 虹をつかむ男 |
| 1965 | 霧の旗 | 1974 | 男はつらいよ 寅次郎子守唄 | 1984 | 男はつらいよ 夜霧にむせぶ寅次郎 | 1997 | 男はつらいよ 寅次郎ハイビスカスの花 特別篇 |
| 1966 | 運が良けりや | 1975 | 男はつらいよ 寅次郎相合い傘 | 1984 | 男はつらいよ 寅次郎真実一路 | 1997 | 虹をつかむ男 南国奮斗篇 |
| 1966 | なつかしい風来坊 | 1975 | 同胞 | 1985 | 男はつらいよ 寅次郎恋愛塾 | 1998 | 学校III |
| 1967 | 九ちゃんのでっかい夢 | 1975 | 男はつらいよ 葛飾立志篇 | 1985 | 男はつらいよ 柴又より愛をこめて | 2000 | 十五才 学校IV |
| 1967 | 愛の讃歌 | 1976 | 男はつらいよ 寅次郎夕焼け小焼け | 1986 | キネマの天地 | 2002 | たそがれ清兵衛 |
| 1967 | 喜劇 一発勝負 | 1976 | 男はつらいよ 寅次郎純情詩集 | 1986 | 男はつらいよ 幸福の青い鳥 | 2004 | 隠し剣 鬼の爪 |
| 1968 | ハナ肇の一発大冒険 | 1977 | 男はつらいよ 寅次郎と殿様 | 1987 | 男はつらいよ 知床慕情 | 2006 | 武士の一分 |
| 1968 | 吹けば飛ぶよな男だが | 1977 | 幸福の黄色いハンカチ | 1987 | 男はつらいよ 寅次郎物語 | 2008 | 母べえ |
| 1969 | 喜劇 一発大必勝 | 1977 | 男はつらいよ 寅次郎頑張れ! | 1988 | ダウンタウンヒーローズ | 2010 | おとうと |
| 1969 | 男はつらいよ | 1978 | 男はつらいよ 寅次郎わが道をゆく | 1988 | 男はつらいよ 寅次郎サラダ記念日 | 2010 | 京都太秦物語 |
| 1969 | 続 男はつらいよ | 1978 | 男はつらいよ 噂の寅次郎 | 1989 | 男はつらいよ 寅次郎心の旅路 | 2013 | 東京家族 |
| 1970 | 男はつらいよ 望郷篇 | 1979 | 男はつらいよ 翔んでる寅次郎 | 1989 | 男はつらいよ ぼくの伯父さん | 2014 | 小さいおうち |
| 1970 | 家族 | 1979 | 男はつらいよ 寅次郎春の夢 | 1990 | 男はつらいよ 寅次郎の休日 | 2015 | 母と暮せば |
| 1971 | 男はつらいよ 純情篇 | 1980 | 遙かなる山の呼び声 | 1991 | 息子 | 2016 | 家族はつらいよ |
| 1971 | 男はつらいよ 奮闘篇 | 1980 | 男はつらいよ 寅次郎ハイビスカスの花 | 1991 | 男はつらいよ 寅次郎の告白 | 2017 | 家族はつらいよ2 |
| 1971 | 男はつらいよ 寅次郎恋歌 | 1980 | 男はつらいよ 寅次郎かもめ歌 | 1992 | 男はつらいよ 寅次郎の青春 | 2018 | 妻よ薔薇のように 家族はつらいよIII |
| 1972 | 男はつらいよ 柴又慕情 | 1981 | 男はつらいよ 浪花の恋の寅次郎 | 1993 | 学校 | 2019 | 男はつらいよ お帰り 寅さん |

第3編 都市再生特別措置法の制定とその後の改正 資料

法令資料① 都市再生特別措置法の基本的枠組み（平成14年創設時）



法令資料② 都市再生特別措置法の基本的枠組み(平成30年7月現在)



法令資料③

都市再生特別措置法の平成17年改正、平成19年改正、平成21年改正、平成23年改正、平成24年改正の概要

表1 都市再生特別措置法のH17年改正・H19年改正・H21年改正・H23年改正・H24年改正の概要

| | | 改正の概要 |
|--------|--|---|
| H17年改正 | | ①都市再生整備計画の区域内において都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。 ②民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市開発事業の施行に要する費用の一部に対して出資等を行うことができる。 |
| H19年改正 | | ①都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限をH24.3.31まで延長 ②独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約を締結する期限をH22.3.31まで延長 ③市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を組織することができ、市町村が都市再生整備計画を作成しようとするときは、市町村都市再生整備協議会の意見を聴くものとする。 ④市町村長は、都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対して助成等を行う特定非営利活動法人又は公益法人を都市再生整備推進法人として指定することができ、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。 |
| H21年改正 | | ①金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が実施する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設 ②歩行者デッキや地下通路等を地権者等により適切に整備・管理するための地域のまちづくりルールについて、第三者が新たに土地等を取得して当該地域の地権者等となった場合にも適用することを可能とする歩行者ネットワーク協定制度の創設 ③中心市街地活性化や歴史まちづくりなど、国として特に推進すべき施策に関して、まちづくり交付金の交付率を40%から45%に引き上げ |
| H23年改正 | | ①特定都市再生緊急整備地域制度の創設 ②都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域(特定地域)として政令で定める。 ③整備計画の作成及びその実施 <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備協議会は、整備計画を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。 ・整備計画に記載された都市開発事業等の実施のために必要な都市施設等に関する都市計画には、施行予定者及び施行予定者である期間を定めることができる。 ・整備計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取り、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。 ・協議会は、整備計画に一定の許認可等を要する都市開発事業等を記載しようとするときは、許認可等権者の同意を得ることができ、当該整備計画が公表されたときは、当該都市開発事業等の実施主体に対する許認可等があつたものとみなす。 ④国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならない。 ⑤特定地域内の都市再生特別地区において位置付けられた建築物等の敷地として併せて利用する都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築物等を建築できる。 ⑥都市再生事業等の推進(国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行う。) ⑦都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設 ⑧道路占用許可基準の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可について、無余地性的基準(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること)の適用を除外 ⑨都市利便増進協定制度の創設 ⑩都市再生整備推進法人制度の拡充(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加) ⑪民間都市再生事業計画の認定の申請期限をH29.3.31まで延長 |
| H24年改正 | | ①都市再生特別措置法の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを明示 ②都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成 ③都市再生安全確保計画に係る特例 ④認定等に係る手続の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会は、都市再生安全確保計画に一定の認定等を要する建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、認定等権者の同意を得ることができ、当該都市再生安全確保計画が公表されたときは、これらの認定等があつたものとみなす。 ⑤容積率の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画に記載された事項に係る一定の都市再生安全確保施設の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。 ⑥都市公園の占用の許可の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会が公園管理者の同意を得て都市公園に設ける一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載した都市再生安全確保計画が公表された後、2年以内に当該都市再生安全確保施設の占用の許可があつた場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をする。 ⑦都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設 |

法令資料⑥

特定用途誘導地区（都市再生特別措置法の平成26年改正で創設）

表3 特定用途誘導地区

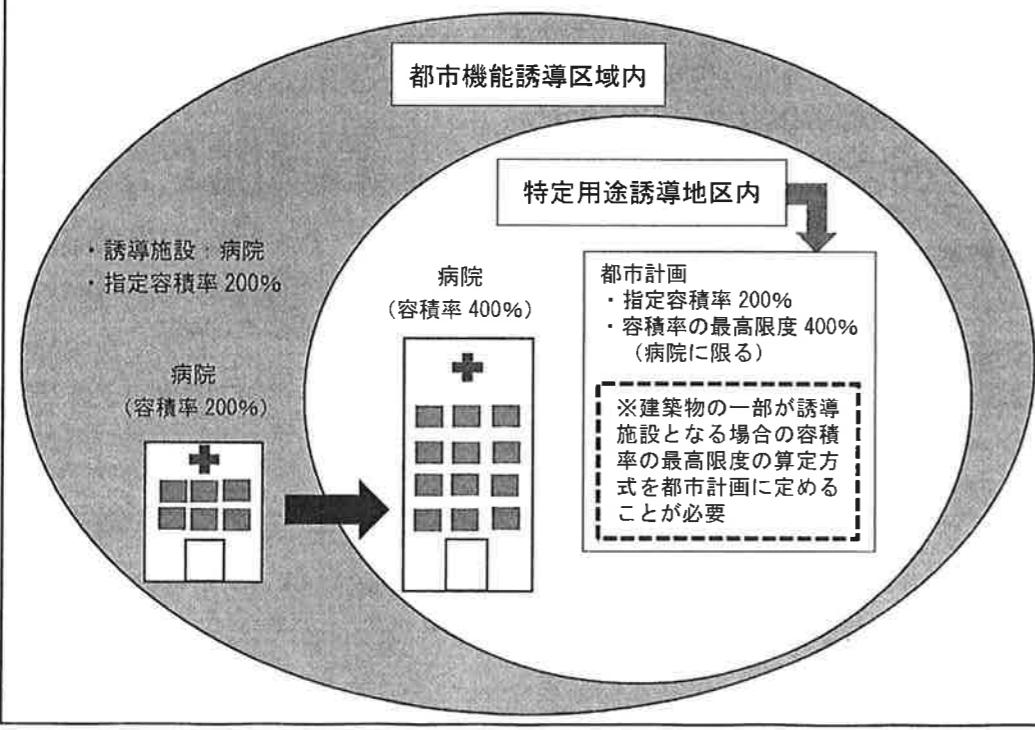
○都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従来通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地区である。

○都市機能誘導区域内で、都市計画に、特定用途誘導地区（都市再生特別措置法109条）を定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和。

○例えば、老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用することが想定される。

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項

- ・都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項
- ・建築物等の誘導すべき用途
 - 市町村が、国土交通大臣の承認を得て、条例を定めることにより、用途地域による用途制限を緩和
- ・建築物等の全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度
 - 用途地域による指定容積にかかわらず、誘導施設を有する建築物については、この容積率を適用
- ・建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合のみ）
 - 地区内のすべての建築物について、高さ制限を適用



法令資料⑦

都市再生特別措置法等の平成28年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

<予算関連法律>

都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るために、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- ◆ 大都市については、我が国経済の牽引役として、グローバルな経済圏の中心となり、世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むため、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上が必要。
…「日本再興戦略」改訂2015（閣議決定）に、都市再生制度見直しを速やかに行うよう位置付け
- ◆ 地方都市については、人口減少、少子高齢化の進展、深刻な財政制約等の条件下で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、更なる地方創生の推進が課題。
- ◆ 高度成長期に大量に建設された住宅団地の老朽化が進んでおり、住宅団地の再生も喫緊の課題。

法案の概要

国際競争力・防災機能強化

【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請
期限の延長（→平成34年3月31日まで）
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施

- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加
※民間都市開発推進機構による支援

【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度の創設（承継効付き）



【事業のスピードアップのための支援の強化・重点化】

- 大臣認定処理期間の短縮
(特定地域: 45日→1月、緊急地域: 3月→2月)
- 道路上空利用の都市再生緊急整備地域への拡充
- 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

【住宅団地の再生】

【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を実行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2/3合意での事業推進を可能とする。

コンパクトで賑わいのあるまちづくり

【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設
- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区的追加など市街地再開発事業の施行要件を見直し

施行前

施行後



身の丈にあった規模の市街地整備（イメージ）

【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度の創設
- 賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクリングポート等）を都市公園の占用許可対象に追加



空き地を活用したまちなかの賑わいの創出（イメージ）



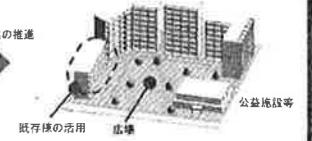
都市公園へのサイクリングポート設置（イメージ）

△施工前 老朽化が進行



△施工前 老朽化が進行

△施工後 再生事業の円滑な推進



△施工後 再生事業の円滑な推進

都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るために制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

法令資料⑧

都市再生特別措置法等の平成30年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(平成30年4月25日公布)

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール
⇒ 人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

都市のスponジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスponジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象
- 空き地(個人所有の宅地等に限る)は約44%増(約681km²→約981km²: 大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸: ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003→2013年)

- 生活利便性の低下
 - 治安・景観の悪化
 - 地域の魅力(地域バリュー)の低下
- ⇒ スponジ化が一層進行する悪循環

要因と対策のコンセプト

- 地権者の利用動機の乏しさ
→ 低未利用地のまま放置
- 「小さく」「散在する」低未利用地の使い勝手の悪さ



- 行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)
- 地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)
- 官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未来投資戦略2017」「新しい経済政策パッケージ」「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスponジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

法案の概要

都市のスponジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心とする)

コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
- 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
- ※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能



- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加
〔税〕所得税等の軽減

土地区画整理事業の集約換地の特例

- 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保
〔予算〕都市開発資金貸付け
〔都市開発資金の貸付けに関する法律〕

- 市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

都市の遊休空間による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

目標・効果

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現

- (KPI) - 低未利用土地権利設定等促進計画の作成: 約35件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:15件])
- 立地誘導促進施設協定の締結: 約25件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:10件])
⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合: 7割以上

第4編 近時の重要な法改正 資料

法令資料⑨

都市緑地法等の平成28年改正の概要

●都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
- 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
✓ 量的課題 - 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
- これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
- ✓ 質的課題 - 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
…「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」(閣議決定)において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- 都市公園で保育所等の設置を可能に(国家戦略特区条例の一般措置化)

- 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設

- 収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定

- 設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、建蔽率の緩和等

- 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施

- (予算) 広場等の整備に対する資金交付
【都市開発資金の貸付けに関する法律】

- (予算) 広場等の整備に対する補助

- 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

- 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年)

- 公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設

- 市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定

- (税) 固定資産税等の軽減
(予算) 施設整備等に対する補助

- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

- 緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加

- (予算) 広場等の整備に対する資金交付
【都市開発資金の貸付けに関する法律】

- (予算) 広場等の整備に対する補助

- 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

- 市民緑地(イメージ)

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- 生産緑地地区の一律500mの面積要件を市区町村が柔軟で引下げ可能に(300mを下限)

(税) 現行の税制特例を適用

- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に



市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 【都市緑地法】

一都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

目標・効果

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

- (KPI) 民間活力による公園のリニューアル 約100件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件])

- 民間主体による市民緑地の整備 約70件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件])

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

法令資料⑩

田園住居地域の概要 (H28年都市計画法の改正で創設)

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行について

田園住居地域の創設

背景

- 宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化 → 都市農地を都市にあるべきものへ (都市農業振興基本計画)
- マンション等の建設に伴う営農環境の悪化
- 住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない

田園住居地域の具体的なイメージ

居住系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

目的

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る

開発規制

- 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積を許可制とする
- 駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模(300m²を想定)以上の開発等は、原則不許可

建築規制

用途規制

- 低層住居専用地域に建築可能なもの
 - ・住宅、老人ホーム、診療所 等
 - ・日用品販売店舗、食堂、喫茶店、サービス業店舗 等 (150m以内)

農業用施設

- 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等 (500m以内)
 - ・農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
 - ・若しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が指定するもの^{*}を除く。
 - ※原動機の出力の合計が、
(平成30年国土交通省告示第236号)
2kWを超えるもの (米・大豆等の乾燥、茶の精錬に供する建物)
4kWを超えるもの (米等のみみすりに供する建物)
- 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの : 農機具収納施設等

形態規制

低層住居専用地域 容積率: 50~200%、建蔽率: 30~60%、
地域と同様 高さ: 10m or 12m 等
※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

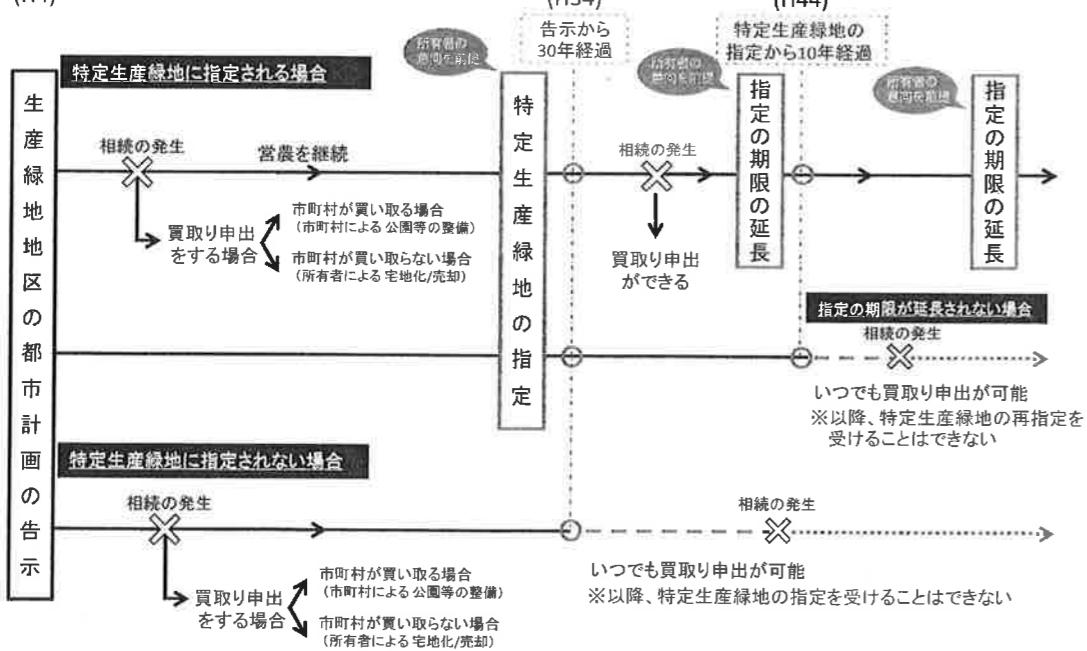
法令資料⑪

特定生産緑地制度の概要 (H28年生産緑地法の改正で創設)

生産緑地法：特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

(H4)



法令資料⑫

所有者不明土地対策特措法の概要

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

背景・必要性

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地(※)が全国的に増加している。

(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

- 今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。

- 公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。

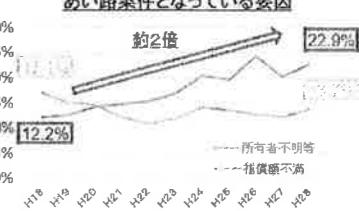
経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

- ・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合 : 約 20% (所有者不明土地の外線)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地 (最狭義 : 0.41% の所有者不明土地)

直轄事業の用地取得業務において
あい路案件となっている要因



法案の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化 (所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定 (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化 (審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

地域福利増進事業のイメージ



② 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定

(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)



2. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※)合理化を実施。

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報 (固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】

- 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで) : 約1/3短縮(約31→21ヶ月)
- 地域福利増進事業における利用権の設定数 : 施行後10年間で累計100件

法令資料⑬

住宅宿泊事業法（民泊新法）の概要

住宅宿泊事業法の概要

国土交通省 観光庁

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズへの対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- 都道府県知事への届出が必要
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等）を義務付け
- 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- 国土交通大臣の登録が必要
- 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）の実施と1②の措置（標識の掲示を除く）の代行を義務付け
- 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- 観光庁長官の登録が必要
- 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け
- 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日

法令資料⑭

都市農地賃借法の概要

都市農地の賃借の円滑化に関する法律案の概要

制度創設の背景及び趣旨

課題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地（生産緑地地区※の区域内の農地）については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための賃借が円滑に行われる仕組みが必要。

本法律案の目的

都市農地の賃借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する

※ 生産緑地地区
・原則30年間の開発行為の規制
・30年経過後の10年ごとの延長制度（特定生産緑地）

具体的なスキーム

現状

都市住民に新鮮な農産物をもっと届けたいけど、所有者がなかなか農地を貸してくれない

期間の定めのある農地の賃貸借については、都道府県知事の許可※を受けた上で、期間満了の1年前から6月前までの間に当事者が更新しない旨の通知をしない限り、從前と同一の条件で更に賃貸借したものとみなされる（賃借契約が更新される（農地法第17条））。

※ 都道府県知事は、賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしてはならない。（農地法第18条）

○ 都市農地の賃借の円滑化のため、以下の措置を講ずる。（第4条）

農地法の特例 (第8条)

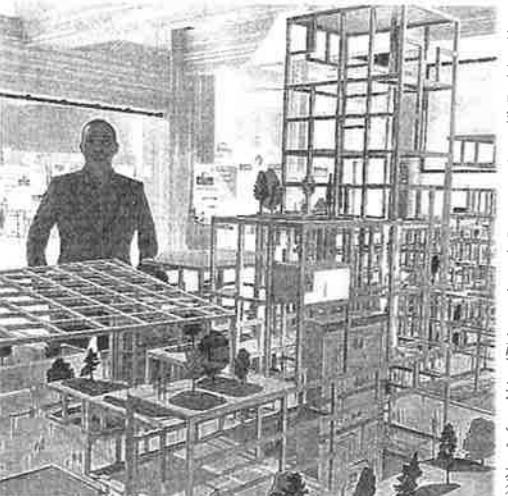
▶ 法定期更新（農地法第17条）が適用されない

事業計画に基づく都市農地の活用終了後（賃貸借の期間終了後）には、都市農地が所有者に返還される。

トピックス③

朝日新聞 2019(令和元)年11月9日

スマートシティの完成予想模型。約3千戸の木造マンションやオフィス、店舗ができる予定だ=トロント市



トロント市の南の端に広がる北米五大湖の一つ、オンタリオ湖沿いに沿った道路を、工事車両が走り抜けてゆく。

トロント市の会社がカナダ・トロント市で計画するスマートシティに、行政側がブレーキをかけた。最先端のインフラが整う一方、収集されるデータの扱いなどを巡って批判が噴出。規模を縮小し、行政主導で個人情報保護を強める計画が最終決定される来春まで詳細を詰められており、「未来の街」がどんな形になるのか、まだ目が離せない。

カナダでグーグル系計画

トロント市の南の端に広がる北米五大湖の一つ、オンタリオ湖沿いに沿った道路を、工事車両が走り抜けてゆく。

トロント市の会社がカナダ・トロント市で計画するスマートシティに、行政側がブレーキをかけた。最先端のインフラが整う一方、収集されるデータの扱いなどを巡って批判が噴出。規模を縮小し、行政主導で個人情報保護を強める計画が最終決定される来春まで詳細を詰められており、「未来の街」がどんな形になるのか、まだ目が離せない。

(トロント市官邸)

通行データ集め効率化、住民ら反発



トロント市の南の端に広がる北米五大湖の一つ、オンタリオ湖沿いに沿った道路を、工事車両が走り抜けてゆく。

トロント市の会社がカナダ・トロント市で計画するスマートシティに、行政側がブレーキをかけた。最先端のインフラが整う一方、収集されるデータの扱いなどを巡って批判が噴出。規模を縮小し、行政主導で個人情報保護を強める計画が最終決定される来春まで詳細を詰められており、「未来の街」がどんな形になるのか、まだ目が離せない。

トロント市の南の端に広がる北米五大湖の一つ、オンタリオ湖沿いに沿った道路を、工事車両が走り抜けてゆく。

トロント市の会社がカナダ・トロント市で計画するスマートシティに、行政側がブレーキをかけた。最先端のインフラが整う一方、収集されるデータの扱いなどを巡って批判が噴出。規模を縮小し、行政主導で個人情報保護を強める計画が最終決定される来春まで詳細を詰められており、「未来の街」がどんな形になるのか、まだ目が離せない。

(トロント市官邸)

トピックス⑤

日本経済新聞
2019(令和元)年
10月28日

◆データは既存の法制度のもとで自治体が管理するとして不安の声が多めで、市民の意見を聞く姿勢を示している。

減災型まちづくりに転換を

「トロントの中に監視都市ができないのである」と、10月上旬の夜、仕事帰りの人や学生ら約70人がトロント市内の住宅地に集まり、日々に不安を訴えた。計画では、道路や公園など公共の場所から大量のデータを収集。既存の個人情報保護法などは別の枠組みで管理すると提唱された。個人情報保護の専門家であるSWLの相談役が18年10月、W.T.の理事や諮問機関のメンバーなど、関係者が次々と辞任する異例の事態に陥った。10月31日、W.T.は理事会を開催。計画を進める決定をしたものの、SWLの計画を大幅に縮小し、主要権は自治体側が握ることなどを確認した。都市空間のデータは既存の法制度のもとで自治体が管理するとして不安の声が多めで、市民の意見を聞く姿勢を示している。(谷隆徳)

トピックス④

読売新聞 2019(令和元)年10月29日

まちづくりが変わることで、少子高齢化やエネルギー問題、都心空洞化など様々な課題に直面し、先進技術を活用して解決を目指す「スマートシティ」の開発も広がってきた。都市や地方を舞台にした街形成の新たな動向に焦点を当て

いる。少子高齢化やエネルギー問題、都心空洞化など様々な課題に直面し、先進技術を活用して解決を目指す「スマートシティ」の開発も広がってきた。都市や地方を舞台にした街形成の新たな動向に焦点を当て

かつて業務用送風機の生産販売を2~3年の広大な空き地が、2022年に最先端の街に生まれ変わる。パナソニックは9月、JR岸辺駅(大阪府吹田市)北西の工場跡地、街全体で省エネや健康づくりを目指す「スマートタウン」(300万世帯)として再開発する構想を発表した。

「高齢者の行動をセンサーで見守り、データを使って認知症の早期発見や予防に貢献する。皆民や自治体と共に進化する街づくり」が強調した。津賀宏(62)は説明する。パナソニックが個別の事業で参画することは少なく、計画への力の入れよう気がわざった。

大阪ガス、NTT西日本、住友メイカーなど異業種14社が参画し、吹田市などが主導する近畿の「北大阪健康医療都市」(健

康ネットワーク)と連携して高齢化対策に取り組む。地区で社会的活動を広げ、企業や自治体の実証実験などを進め、住宅55戸や周辺の医療機関、公共交通機関を複数の施設などで人や車を検知する自動車明るさを増し、犯罪や事故防止につなげる。地区ではマンションの建設などが進み、22年中に約1000戸(3000人の規模)となる計画だ。

JR岸辺駅(大阪府吹田市)北西の工場跡地で、街全体で省エネや健康づくりを目指す「スマートタウン」(300万世帯)として再開発する構想を発表した。

「高齢者の行動をセンサーで見守り、データを使って認知症の早期発見や予防に貢献する。皆民や自治体と共に進化する街づくり」が強調した。津賀宏(62)は説明する。パナソニックが個別の事業で参画することは少なく、計画への力の入れよう気がわざった。

大阪ガス、NTT西日本、住友メイカーなど異業種14社が参

与して、吹田市などが主導する近畿の「北大阪健康医療都市」(健

康ネットワーク)と連携して高齢化対策に取り組む。地区で社会的活動を広げ、企業や自治体の実証実験などを進め、住宅55戸や周辺の医療機関、公共交通機関を複数の施設などで人や車を検知する自動車明るさを増し、犯罪や事故防止につなげる。地区ではマンションの建設などが進み、22年中に約1000戸(3000人の規模)となる計画だ。

JR岸辺駅(大阪府吹田市)北西の工場跡地で、街全体で省エネや健康づくりを目指す「スマートタウン」(300万世帯)として再開発する構想を発表した。

「高齢者の行動をセンサーで見守り、データを使って認知症の早期発見や予防に貢献する。皆民や自治体と共に進化する街づくり」が強調した。津賀宏(62)は説明する。パナソニックが個別の事業で参

与して、吹田市などが主導する近畿の「北大阪健康医療都市」(健

康ネットワーク)と連携して高齢化対策に取り組む。地区で社会的活動を広げ、企業や自治体の実証実験などを進め、住宅55戸や周辺の医療機関、公共交通機関を複数の施設などで人や車を検知する自動車明るさを増し、犯罪や事故防止につなげる。地区ではマンションの建設などが進み、22年中に約1000戸(3000人の規模)となる計画だ。

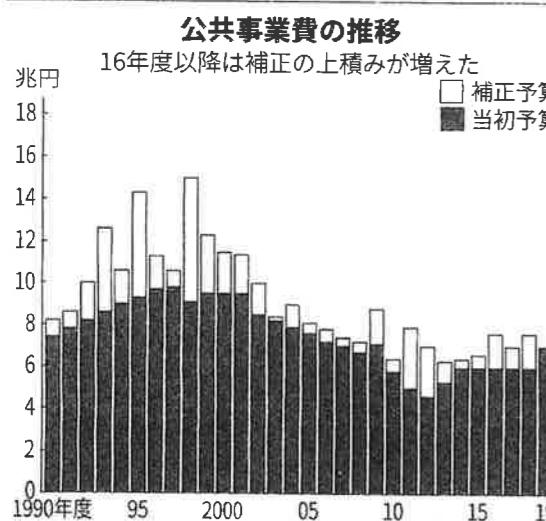
JR岸辺駅(大阪府吹田市)北西の工場跡地で、街全体で省エネや健康づくりを目指す「スマートタウン」(300万世帯)として再開発する構想を発表した。

「高齢者の行動をセンサーで見守り、データを使って認知症の早期発見や予防に貢献する。皆民や自治体と共に進化する街づくり」が強調した。津賀宏(62)は説明する。パナソニックが個別の事業で参</

国土強靄化 強まる推進論



台風19号の被害対応で、安倍首相に自民党の提言書を手渡す二階幹事長（左から2人目）ら党幹部（29日、首相官邸）



自民、公明両党の幹事長と国会対策委員長は理解と計画の実施後も必要な予算を確保するよう求めると希望書をまとめ、政府に提出した。菅義偉官房長官は28日の記者会見で、「今回の台風により水害対策など追加的な課題が明らかになった。」として、「これを検証し、早急に対策を講じていく必要がある」と語った。

自民党の二階俊博幹事長は29日、首相官邸で安倍晋三首相に台風被害を受けた対応強化を申し入れた。首相は「生活支援パッケージを来週中にもとりまとめたい」と予備費を活用した包括的な支援策を急ぐ考えを示した。

二階氏はこれに先立つ記者会見で、国土強靭化計画について「3年で全て解決するわけではなくても無理だ。実態に合うよう対応していく」と強調した。

政府は18年12月、西日

本豪雨や北海道胆振東部地震を踏まえ「防災・減災、国土強靭化のための3ヵ年緊急対策」を閣議決定した。約120の河川の堤防のかさ上げや、大規模停電の防止など計160項目を明記している。20年度までの3年間で総事業費で約7兆円を投じ、うち国費は3兆円台半ばと決めた。

与党内では、まず3カ年計画を前倒しで進めるべきだとの主張が大勢だ。政府は160項目の対策のうち、堤防のかさ

与党内で3カ年計画延長案

柱次ぐ台風被害を受け、災害に強いインフラづくりを進め
る国土強靭化（きょうじんか）化の推進論が与党内で強まってき
た。政府が定める2020年夏までの3カ年計画の延長を求

日本経済新聞
2019（令和元）年
10月9日

中外時評

論説委員 齋藤 徹弥

兵庫県の淡路島から船で10分ほど。ハモ漁で知られる沿島（ぬしま）に渡ると、船着き場に戦後間もない島を手撮りした写真がある。小高い山の頂近くまで段々畠が広がっているのが印象的だ。周囲10kmの島に当時、3000人が住み、食糧増産のため開墾が進んでいた。

山は今、かつて畠だったとは想像できないほど青々としている。島の人口は4000人あまりになった。不動産問題で、弘代表は「人口減少で使われなくなつた土地が自然に返る象徴的な光景だ」と話す。

沼島で観光案内をする小野山義さんは「数年前にイノシシが島に渡ってきて耕作放棄

「に拍車をかけた」と言いつたん畠が荒らされると高農家の耕作放棄が一気に進ため、鳥獣との緩衝地帯に入る里山の管理が重要になる。牧野氏は「管理すべき土地自然に返す土地を色分けし、国土のグランデザインが

縮小計画

なる。これを前提に2年が
けて長期展望をつくり、次の
国土計画に反映させる。
焦点は、人の住まなくなつ
た土地をどう管理していくか
だろう。所有者不明の土地問
題など個別の対策は進みつつ
ある。放棄された土地を管理
する議論も国土審議会でなさ
れている。しかしそれで本当に
に国土を守つていけるのか、
なお確信が持てない。
人のいらない地域はぽつんぽ
つんと空くスポンジの穴のよ
うに増える。歯抜けの宅地を
まとめる立地適正化計画に取

「への覚」
り組む自治体は多いが、成績は乏しい。住民への配慮からと思いつつ、首長や、集約をうたう一方で郊外の住宅建設を認め、自治体が少なくなったのだ。
空き家が増え続ける中で新築を建て続ける住宅政策もも

苦境に陥った。だがリフォームが盛んになり、建物の資産価値は日本のようく25年でゼロにはならない。日本も首都圏のマンション販売は中古が新築を上回るようになった。「若い人は新築にこだわらなくない。住宅政策を転換する時機へ

の国民的理解が欠かせない。土地の管理のための新たな負担、居住地や土地所有権の制限などは、ある程度やむを得ないという合意である。

これには「地方切り捨て」との批判も出よう。だがインフラの維持は限界に近く、人が住む国工の縮小は避けられない。社会保障改革と同様、国の持続に必要だとメッセージを発し、国民的合意を取り付けるのが政治の役割だ。

19年は戦後の国工計画の象徴となる新全国総合開発計画(新全總)から50年になる。建設官僚で「ミスター・全總」と呼ばれた下河辺淳一は、「国土計画は時の政府の国工に対する夢である」として有力政治家の懷に飛び込んだ。

国土軸を掲げて公共事業を推し進めた新全総は田中角栄首相の日本列島改造論、定住圏構想をうたった三全総は大平正芳首相の田園都市国家構想と重なり、國土計画に推進力をもたらした。政治が國土計画と蜜月だったのは利益分配の時代だったからではある。痛みを伴う不利益の分配が求められる今、國土政策を正面から掲げる首相候補も、下河辺氏のようない知患者もまた見当たらない。沼島は古事記、日本書紀で國造りが始まった島ともいわれる。近く着手する戦後8度目の國土計画は、いわば「國土縮小計画」にならざるを得ない。新たな国造りに覚悟を決めるときである。

トピックス⑧

読売新聞 2019(令和元)年9月2日

◆居住誘導区域に災害リスクのある自治体

| | 危険な区域の種別(重複あり) | 自治体数 | 主な自治体 |
|---------------|----------------|--------------------------|-------|
| 土砂災害特別警戒区域 | 12市町 | 札幌市、広島県東広島市、神奈川県藤沢市、名古屋市 | |
| 災害危険区域 | 6市町 | 富山県小矢部市、高知市 | |
| 地すべり防止区域 | 2市 | 津市、兵庫県姫路市 | |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 21市町 | 秋田市、広島市、北九州市 | |
| 土砂災害警戒区域 | 87市町 | 徳島市、北九州市 | |
| 津波災害警戒区域 | 23市町 | 埼玉県川越市、東京都福生市、静岡市、大阪府枚方市 | |
| 浸水想定区域 | 239市町 | 青森市、鹿児島市 | |
| 都市洪水・都市浸水想定区域 | 19市町 | | |
| 津波浸水想定区域 | 81市町 | | |

レッドゾーン

イエローゾーン

両立する仕組みを

都市計画と防災の関係に詳しい加藤孝明・東京大教授（地域安全システム学）の話「居住誘導区域の危険エリアが全て危ないとは言えないが、レッドゾーンは直ちに除外すべきだ。一方で、中心市街地としての歴史が長いエリアを外すのは現実的ではない。災害リスクを十分理解した上で建築できる建物を頑丈な構造に限るなど少しでも安全な環境にする工夫が必要だ。コンパクトシティーは国が推進する政策でもある。防災と両立する仕組みを自治体と一緒に考える時期に来ている」

人口減と高齢化が急速に進む日本社会で、街を保つ切り札とされるコンパクトシティー。計画する自治体の9割超で、住居を集める地域に災害のリスクが潜んでいた。それぞれに様々な事情があるが、自然災害は激甚化の一途をたどる。都市の効率化と防火をどう両立させるのか。自治体の苦悩が浮かび上がる。

東広島市は大学や企業が集まり、隣接する広島市のベッドタウンとしても発展しているが、今さら引っこ抜くことはできない。広島県東広島市安芸津町で写真館を営む中村和彦さん（61）は語る。

「危険な区域だとわかつてないが、今さら引っこ抜くことは現実的ではない。災害リスクを十分理解した上で建築できる建物を頑丈な構造に限るなど少しでも安全な環境にする工夫が必要だ。コンパクトシティーは国が推進する政策でもある。防災と両立する仕組みを自治体と一緒に考える時期に来ている」

危険な居住区域「やむを得ず」

人口減と高齢化が急速に進む日本社会で、街を保つ切り札とされるコンパクトシティー。計画する自治体の9割超で、住居を集める地域に災害のリスクが潜んでいた。それぞれに様々な事情があるが、自然災害は激甚化の一途をたどる。都市の効率化と防火をどう両立させるのか。自治体の苦悩が浮かび上がる。

東広島市は大学や企業が

集まり、隣接する広島市のベッドタウンとしても発展しているが、今さら引っこ抜くことは現実的ではない。災害リスクを含む形で発展してきた自治体では、工事の除外が望ましいとするが、市の担当者は「市の収入の柱となる地域。魅力ある街を維持できなくなる」と訴える。市は、防災・減災対策を重点的に行う市独

巨大地震 様々な備え

（都市計画課）という。だが、江の島エリアに設定した居住誘導区域には、「津波浸水想定区域」が含まれる。国は誘導区域から除外が望ましいとするが、市の担当者は「市の収入の柱となる地域。魅力ある街を維持できなくなる」と訴える。市は、防災・減

災対策を重点的に行う市独

街の集約
自治体板挟み
防災対策

トピックス⑩

日本経済新聞 2019(令和元)年9月5日

社説

2019.9.5

前線による豪雨で九州北部など全国各地で被害が出ている。近年、洪水や地震の被害が激甚化し、都道府県をまたいで広域に及ぶ例も増えている。だが、いまの災害法は市町村ごとの対応が基本で、広域での備えが弱い。法制度を根本から見直すべきだ。

本から見直すべきだ。60年前の1955年9月、伊勢湾台風が上陸し、東海地方を中心

に約5千人の死者・行方不明者が

出た。それを教訓に災害対策基本法が定められ、風水害や地震、土砂災害、火山噴火などに備える指針になってきた。

基本法は災害対策の多くを市町

村の責務としている。事前に地域防災計画を定め、災害発生時には首長が住民に避難の勧告や指示を出す。避難所を設けて住民の命を守り、復旧・復興計画を練るもの、市町村の役割が大きい。

しかし、2016年の熊本地震では、家屋の倒壊や土砂崩れが小さな町や村に集中し、少ない職員で

は対応しきれなかった。18年の西日本豪雨の被害は広域に及び、救助や支援の活動が混乱した。市町村ごとの対応を原則とする基本法は市町村を助け、総合調整する」と暖

い。市町村が現れた場合、車場などを造るのに多くの権利者もいる。そこで、市町村が公園や仮設道路にし

て延長も可能に

利用権を設定できるの

が、建築物がない、反対する権利者もない土

地市町村が公園や仮設道路にし

て延長する」と認められる。

今回の特措法は所有者の第1弾となる。来年の6月まで施行される。

市町村の役割が大きいため、市町村を助け、総合調整する」と暖い。市町村を助け、総合調整する」と暖い。

市町村の役割が大きいため、市町村を助け、総合調整する」と暖い。

市町村の役割が大きいため、市町村を助け、総合調整する」と暖い。

市町村の役割が大きいため、市町村を助け、総合調整する」と暖い。

市町村の役割が大きいため、市町村を助け、総合調整する」と暖い。

市町村の役割が大きいため、市町村を助け、総合調整する」と暖い。

市町村の役割が大きいため、市町村を助け、総合調整する」と暖い。

政府が検討する所有者不明土地対策

第1弾（6日に特措法が成立）

【公益目的に利用】

- ・知事の判断で最長10年間の利用権を設定。公園や直売所など、公益目的の利用を可能に
- ・公共事業の妨げとなる土地の取扱手続きを簡素化

第2弾

（2020年までに法改正などで対応）

【所有者把握・実態の確認】

- ・地籍整備を加速
- ・登記官の調査権限を強化
- ・登記簿と戸籍の情報を連携

【新規発生の抑制】

- ・相続登記を義務化
- ・所有権の放棄を認める制度を検討

災害の広域対応へ法制度の見直しを

前線による豪雨で九州北部など全国各地で被害が出ている。近年、防災計画を定め、災害発生時には首長が住民に避難の勧告や指示を出す。避難所を設けて住民の命を守り、復旧・復興計画を練るもの、市町村の役割が大きい。

しかし、2016年の熊本地震では、家屋の倒壊や土砂崩れが小さな町や村に集中し、少ない職員では対応しきれなかった。18年の西日本豪雨の被害は広域に及び、救助や支援の活動が混乱した。市町村ごとの対応を原則とする基本法は市町村を助け、総合調整する」と暖い。

市町村の役割が大きいため、市町村を助け、総合調整する」と暖い。

市町村の役

トピックス⑧

読売新聞 2019(令和元)年9月2日

居住誘導区域に災害リスクのある自治体

| 危険な区域の種別(重複あり) | 自治体数 | 主な自治体 |
|----------------|-------|---------------|
| 土砂災害特別警戒区域 | 12市町 | 札幌市、広島県東広島市 |
| 災害危険区域 | 6市町 | 神奈川県藤沢市、名古屋市 |
| 地すべり防止区域 | 2市 | 富山県小矢部市、高知市 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 21市町 | 津市、兵庫県姫路市 |
| 土砂災害警戒区域 | 87市町 | 秋田市、広島市 |
| 津波災害警戒区域 | 23市町 | 徳島市、北九州市 |
| 浸水想定区域 | 239市町 | 埼玉県川越市、東京都福生市 |
| 都市洪水・都市浸水想定区域 | 19市町 | 静岡市、大阪府枚方市 |
| 津波浸水想定区域 | 81市町 | 青森市、鹿児島市 |

両立する仕組みを

都市計画と防災の関係に詳しい加藤孝明・東京大教授（地域安全システム学）の話「居住誘導区域の危険エリアが全て危ないとは言えないが、レッドゾーンは直ちに除外すべきだ。一方で、中心市街地としての歴史が長いエリアを外すのは現実的ではない。災害リスクを十分理解した上で建築できる建物を頑丈な構造に限るなど少しでも安全な環境にする工夫が必要だ。コンパクトシティは国が推進する政策でもある。防災と両立する仕組みを自治体と一緒に考える時期に来ている」

人口減と高齢化が急速に進む日本社会で、街を保つ切り札とされるコンパクトシティ。計画する自治体の9割超で、住居を集める地域に災害のリスクが潜んでいた。それ故に様々な事情があるが、自然災害は激化の一途をたどる。都市の効率化と防火をどう両立させるのか。市町が心配職員を派遣した。行政サービスを維持するため、他の地方都市持続するため、広島市安芸津町で写真館を営む中村和彦さん（61）は語る。

東広島市は大学や企業が集まり、隣接する広島市のベッドタウンとしても発展しているが、2035年から人口減に転じると予測される。行政サービスを維持するため、他の地方都市

街の集約 自治体 板挟み 防災対策

危険な居住区域「やむを得ず」

「危険な区域だとわかつていても、今さら引っこ抜くことはできない」。広島県東広島市安芸津町で写真館を営む中村和彦さんは語る。

東広島市は大学や企業が集まり、隣接する広島市のベッドタウンとしても発展しているが、2035年から人口減に転じると予測される。行政サービスを維持するため、他の地方都市

巨大地震 様々な備え 津波 事前避難 水害と同時

防災の日訓練

「危険エリアを含む形で発展してきた自治体では、工場の除外が望ましいとするが、市の担当者は「市の収入の柱となる地域。魅力ある街を維持できなくなる」と訴える。市は、防災・減災対策を重点的に行う市独

（都市計画課）という。だが、江の島エリアに設定した居住誘導区域には、「津波浸水想定区域」が含まれる。島は誘導区域からまる。国は誘導区域から

想定された居住誘導区域が含まれる。江の島エリアは、江の島エリアに設定された居住誘導区域には、「津波浸水想定区域」が含まれる。島は誘導区域から

想定された居住誘導区域には、「津波浸水想定区域」が含まれる。島は誘導区域から

